

# やましる すぱクロくん

## キャラクター使用規定

平成 23 年 6 月 30 日現在

本キャラクター（やましる すぱクロくん）の使用は、ライセンサー（山代温泉観光協会）とライセンシー（使用权を許諾される側）の間に下記の許諾契約の締結を必要とするが、

- 1.キャラクター利用許諾契約（主に広告やSPにおける使用）
- 2.キャラクター商品化権許諾契約（キャラクター商品化における使用）

1. の「広告や SP における使用」に限り、複雑な手続きを経ることなく、本キャラクターが、広くかつ正しく周知される事を目的として、別紙に定める使用規定とマニュアルに基づくことを条件として、誰でも無料で制限なく使用する事が出来る。
2. の「キャラクター商品化における使用」に関しては、別に定める。

（参考）コピーライト

著作権・版權を総称してコピーライトという。ライセンスビジネスにおいては(C)（COPYRIGHT の略）で著作物に表示されることがほとんどで、その権利保有者が明らかにされている。権利保有者の名称の前に(C)で表示される。また、商品に使用する商標（ロゴタイプ、マーク）はトレードマークと呼ばれ、(R)（REGISTERED TRADEMARK の略）あるいは TM（TRADEMARK の略）と表示される。通常、（登録）商標の最後の端に小さく表示される。

## キャラクター使用（広告や SP 用途）規定

1. 基本 3 面図（前面、側面、背面）と、バリエーション 8 点（別紙参照）を記載した「キャラクターシート・ポーズ集」及び「キャラクターロゴ」をデータとして配布する。
2. キャラクターの形状、色彩、縦横比、反転など、一切の変更は認めないものとする。
3. （例外）旅館名や特定ロゴ、キャンペーン名をキャラクターに併記させたい場合のみ、たすき掛けパターン（別紙参照）に記載することができる。
4. 特別な事由があり、ライセンサーからの許可を得た場合、キャラクターシート以外のポーズや形状を作成することができる。ただし、ライセンサー側での改変作業は認められず、キャラクターデザインの管理者である有限会社たけうち印刷（連絡先は下記）へ依頼するものとする。
5. 広告、SP 用途におけるロイヤルティーは、原則として無償とする。ただし、上記のデザイン改変に伴う実費が発生する場合、ライセンサー側の負担とする。

上記に関するお問い合わせ先：

山代温泉観光協会（担当 事務局次長・曾谷）

Tel.0761-77-1144 Fax.0761-77-2109 e-mail info@yamashiro-spa.or.jp

有限会社たけうち印刷（担当 社長・竹内）

Tel.0761-77-2272 Fax.0761-77-2453 e-mail info@take-printing.co.jp

### 商品化権許諾契約に関して（参考）

1. 商標権登録の申請や各種契約書・書式の作成などを経た後、ライセンサー希望者側への説明会を開催する。
2. 説明会后、一定期間（平成 23 年度中を予定）は、ロイヤルティーは無償とし、本キャラクターが広く周知されることを優先する。